

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 險 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局 介護保険計画課

## 介 護 保 險 最 新 情 報

### 今回の内容

介護保険の保険料における賦課権の期間制限の起算日につ

いて

計2枚（本紙を除く）

Vol.1170

令和5年9月8日

厚生労働省老健局介護保険計画課

〔 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしくお願ひいたします。 〕

連絡先 TEL : 03-5253-1111 (内線 2260)

FAX : 03-3503-2167

事務連絡  
令和 5 年 9 月 8 日

各 都道府県  
市 町 村 介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

介護保険の保険料における賦課権の期間制限の起算日について

日頃より、介護保険行政の適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）により介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の一部を改正し、介護保険の保険料の賦課権について期間制限を設け、平成 27 年度以降の保険料については、賦課権に 2 年間の期間制限が設けられているところです。

期間制限の起算点は法律の規定上明らかではありますが、上記の法改正の施行前の疑義照会への当課の対応を基に、継続的な照会が寄せられていることから、下記のとおり解釈をお示ししますので、適切なご対応をお願いします。

記

賦課権の期間制限の起算日は、「当該年度における最初の保険料の納期」の翌日となる。ただし、「当該年度における最初の保険料の納期」の翌日以降に資格取得した場合には、資格取得日の翌日となる。

なお、「当該年度における最初の保険料の納期」とは、当該年度における被保険者ごとの最初の保険料の徴収方法が

- ① 特別徴収の場合には、当該年度最初の特別徴収において、介護保険法第 137 条第 1 項に規定する徴収した日の属する月の翌月の 10 日
- ② 普通徴収の場合には、当該年度において、各市町村の条例で定める普通徴収の納期のうち最も早く到来する納期の納期限となる。

(例)

<暫定賦課を実施している区市町村（暫定賦課は4月から）の場合>

当該年度における被保険者ごとの最初の保険料の徴収方法が

○特別徴収の場合

- ・前年度から資格を取得し4月に仮徴収される者  
→起算日は5月10日の翌日
- ・6月から特別徴収が開始される者  
→起算日は7月10日の翌日

○普通徴収の場合（普通徴収の納期を4月末日に設定した場合）

- ・前年度から資格を取得している者  
→起算日は4月末日の翌日
- ・4月9日資格取得者→起算日は4月末日の翌日
- ・5月8日資格取得者→起算日は5月8日の翌日

<暫定賦課を実施していない区市町村（本算定は7月から）の場合>

当該年度における被保険者ごとの最初の保険料の徴収方法が

○特別徴収の場合

- ・前年度から資格を取得し4月に仮徴収される者  
→起算日は5月10日の翌日
- ・6月から特別徴収が開始される者  
→起算日は7月10日の翌日

○普通徴収者の場合（普通徴収の納期を7月末日に設定した場合）

- ・前年度から資格を取得している者  
→起算日は7月末日の翌日
- ・7月6日資格取得者→起算日は7月末日の翌日
- ・8月5日資格取得者→起算日は8月5日の翌日